

第3次川口市男女共同参画計画

(素案)

川口市

目 次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景	2
2 国際的取り組み、国・県の動向	3
3 計画の性格	6
4 計画の期間	6

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	8
2 基本的な視点	8
3 基本目標	10
4 男女共同参画社会実現のための推進体制の整備	12

第3章 計画の内容

計画の体系	16
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	
・課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進	18
・課題2 教育の場における男女共同参画の推進	20
・課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	22
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり	
・課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画<川口市推進計画> ...	24
・課題2 女性のチャレンジ支援<川口市推進計画>	26
・課題3 働く場における男女共同参画の推進<川口市推進計画>	28
・課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援<川口市推進計画>	30
・課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が 安心して暮らせる環境の整備と支援の充実	33
・課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	37
・課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶	39
・課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	43
・課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進	46

第 1 章

計画の趣旨

※文中の_____線は、「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」から表現が変更になっている部分に引かれています。また、各ページの右上に「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」における該当ページを記載しています。

1

計画策定の背景

わが国では、雇用における男女の機会の均等を保障する「男女雇用機会均等法」（昭和 63 年成立）や、男女共同参画社会の形成に向けて国や公共団体、国民がなすべき責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年成立）などを制定し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

市民の意識も年々変化しており、「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（以下、「市民意識調査」と略）において性別による固定的な役割分担意識を表す『男は仕事、女は家庭』という考え方をどう思うか』という問いに対して、10 年前の調査では《賛成》と《反対》が拮抗していましたが、令和 3 年度調査では《反対》の意をあらわす人が 6 割を超えるまでになりました。

しかしながら、実際の社会の状況をみると、令和 2 年に始まる新型コロナウイルス感染症流行下においては、女性の労働者の雇用機会や賃金の減少、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担偏重、DV や児童虐待の増加等、性別による固定的な役割分担や男女の雇用の不平等、暴力被害などが顕在化しました。また、平成 30 年には、複数の大学の医学部において女性の受験生に不利になるような採点制度が採用されていたことが明るみに出るなど、男女の平等感が比較的高かった教育の場においてさえ、男女間の不平等な取り扱いが残されていました。

令和の時代に入ってから、男性の育児休業取得を支援する「改正育児・介護休業法」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などが成立するなど、新たな法制度整備も続けられています。あわせて、性別による固定的な役割分担の解消やお互いの人権を認め合うための意識を幼少期から育てていくための取り組みが必要といえます。

本市においては、平成 13 年に「川口市男女共同参画」を策定、平成 24 年には「川口市男女共同参画推進条例」を制定、平成 25 年には同条例の趣旨に即した「第 2 次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して取り組みを進めてきました。現在の社会経済情勢や新たに成立した法制度を踏まえて、さらに実効的な取り組みを進めるために「第 3 次川口市男女共同参画計画」を策定します。

2

国際的取り組み、国・県の動向

(1) 国際的な取り組み

国連は、1946（昭和21）年に「女性の地位委員会」を設置するなど、発足直後から女性の地位向上を目指した活動に取り組んできました。女性の地位向上、男女平等を目指す国連の取り組みの中でも各国に大きな影響を与えたのは、1979（昭和54）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女性差別撤廃条約」）の採択といえます。同条約は1981（昭和56）年から発効し、わが国は1985（昭和60）年に批准しています。

また、1975（昭和50）年の国際女性年以来、節目の年などに世界女性会議が開催されてきましたが、1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、21世紀に向けた男女平等のガイドラインとなる「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されました。「北京行動綱領」は採択から20年以上を経過した現在においても男女平等達成に向けての最重要指針となっており、わが国においても男女共同参画に関する取り組みのあり方に大きく影響しています。

近年では、2015（平成27）年に国連サミットで「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択されました。その中で、2030年までに達成すべき目標としてSDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）が位置づけられています。SDGsは17の目標で構成されており、その目標の一つとして「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。SDGsの達成には、国際社会全体及び各国政府、地方自治体、民間セクターに至るまでの広範囲な参加主体を巻きこむこととしています。

(2)国・県の動向

国の動向をみると、平成6（1994）年に内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、平成8（1996）年には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。平成11（1999）年、男女共同参画社会の実現を目指すための基本計画の策定を義務付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には同法に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されました。基本計画は、その後5年ごとに改訂を重ね、令和2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。

法制度上の整備では、上記の「男女共同参画社会基本法」のほかに、雇用における男女の機会の均等を保障する「男女雇用機会均等法」（昭和63年成立）や、仕事と家庭の両立を支援する「育児・介護休業法」（平成3年成立）、配偶者間の暴力を防ぐ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法：平成13年成立）、女性の職業生活における活躍を推進する「女性活躍推進法」（平成27年成立）などが整備されてきました。近年では、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年成立）や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年成立）などが整備されました。

埼玉県では、昭和50（1980）年に男女平等の実現に向けた施策を総合的に推進する計画として「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定しました。その後、昭和61（1985）年には「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を、平成7（1995）年には「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。また、平成12（2000）年には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、平成14（2002）年には条例制定後初めての基本計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。その後、計画の改訂を重ねて、最近では令和4年に令和4年度～令和8年度までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

男女共同参画社会実現に向けた活動推進の拠点としては、平成14（2002）年4月に「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が設置されました。さらに、再就職をめざす女性や働く女性を支援するために、平成20（2008）年5月に「埼玉県女性キャリアセンター」が設置されました。

■「第2次川口市男女共同参画計画《改定》」策定（平成30年4月）以降成立した主な法律

◎「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年5月成立）

- ・政党等は、それぞれの公職等の候補者の男女の人数の目標を定める等、自主的に取り組む
- ・国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由と選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し実施に努める

◎「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

(令和3年6月成立)

- ・候補者の選定方法の改善
- ・候補者の人材育成
- ・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等への対策
- ・国及び地方公共団体は、セクハラ・マタハラへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化

◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正

(令和元年5月成立)

- ・一般事業主行動計画策定義務の対象拡大（常用労働者 301 人以上→101 人以上）
- ・一般事業主行動計画の内容強化（常用労働者 301 人以上の企業）
- ・女性の活躍に関する情報公表の内容強化（常用労働者 301 人以上の企業）

◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正

(令和4年7月成立)

- ・常用労働者 301 人以上の大企業への「男女の賃金の差異」の公表の義務づけ

◎「育児・介護休業法」の改正（令和3年6月成立）

- ・男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業制度の枠組創設
- ・妊娠・出産した労働者への個別の周知・意向確認の義務化
- ・育児休業の分割取得
- ・育児休業の取得状況の公表の義務づけ 等

◎「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立（令和4年5月成立）

- ・厚生労働大臣は基本方針を策定（義務）、都道府県は都道府県基本計画を策定（義務）、市町村は市町村基本計画の策定（努力義務）
- ・DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等様々な困難を抱えた女性が、その人権を尊重され、安心かつ自立して暮らせるような支援を行う

3

計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
また、この計画で、基本目標Ⅱの課題1から課題4を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (2) この計画は、国及び県の関連する法律や条例、計画を勘案するとともに、「川口市男女共同参画推進条例」の趣旨に則して策定しています。
- (3) この計画は、「川口市総合計画」との一体性を持たせるとともに、関連する部門別計画との整合性を図っています。
- (4) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた、本市の基本的な取り組みの方向とその施策を示すものです。
- (5) この計画は、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、川口市男女共同参画推進委員会及びパブリック・コメント等の市民の意見を反映させて策定したものです。
- (6) この計画は、課題ごとに体系的な整理を図り、総合的かつ計画的に推進することを考慮しています。ここに示す男女共同参画社会の実現のためには、全庁的な取り組みに努めることはもちろんのこと、市民や事業者の理解と参画を広く求めて推進していくものです。

4

計画の期間

この計画の期間を令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とし、男女共同参画に関する国及び県の取り組みの動向を踏まえ、概ね5年で見直します。

第 **2** 章

計画の基本的な考え方

※文中の_____線は、「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」から表現が変更になっている部分に引かれています。また、各ページの右上に「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」における該当ページを記載しています。

1

基本理念

男女の人権が尊重され、共に社会に参画できるまち 川口の実現

性別にかかわらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、すべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会を形成することを目指します。

2

基本的な視点

男女共同参画の推進にあたって「男女共同参画社会参画基本法」、「埼玉県男女共同参画推進条例」、「川口市男女共同参画推進条例」に掲げられた基本理念を基本的な視点とします。

(1)男女の人権の尊重

性別にかかわらず、等しく個人としての人権や尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取り扱いや、性やお互いの立場の非対称性に起因する暴力が根絶され、一人ひとりが自分の個性と能力を十分に発揮することのできる機会を確保することが必要です。

(2)社会の制度又は慣行等についての配慮

性別による固定的な役割分担意識などにとらわれ、個人の生き方や活動の自由な選択が妨げられないことがないよう、社会の制度や慣行のあり方を考え、改善を図ることが必要です。

(3)方針の立案及び意思決定への男女共同参画

市政や事業所、町会、PTA、NPO活動など、あらゆる分野、場面における方針の企画や立案、決定、実施にいたるまでの課程に、男女が社会の対等なパートナーとして参画できる機会を確保することが必要です。

(4)家庭生活における活動とその他の活動の両立

性別による固定的な性別役割分担にこだわることなく家族を構成する者が互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、子育てや家族の介護、その他の家庭生活での活動と、職場、学校、地域などでの活動との両立が図られるようにすることが必要です。

(5)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女がお互いの性を尊重し、思いやりを持って生きていくこと、また性差によるそれぞれの身体の特徴を理解し、思春期、高齢期など生涯を通じて健康が確保されることが必要です。特に、女性は妊娠や出産など、男性と異なる健康上の問題に直面することがあることから、女性の性と生殖に関する健康と権利に関する自己決定権が尊重される必要があります。

(6)国際協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会における取り組みと密接な関係があることを認識し、国際社会の一員として、国際的な視野を持って推進していくことが求められています。

3

基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

性別にかかわらず、一人ひとりがその意欲と能力に応じて社会に参画し、活躍できるようになるには、誰もが対等な立場で責任を担うと同時に、お互いの人権を尊重する意識の醸成が必要です。

市民意識調査の結果から、性別による固定的な役割分担意識の解消は年々進んできていますが、家事に費やす時間は男性よりも女性の方が長いという結果などをみると、実際の生活への反映はいまだに進んでいないことがうかがえます。また、各分野における男女の平等感については、【学校教育】の場を除いたすべての分野で男女が「平等」と感じる人の割合は4割を下回り、《男性優遇》が高い割合を占めています。男女が互いの人権を尊重し合い、共に責任を担う男女共同参画社会の実現には、あらゆる世代に対する意識啓発が必要かつ有効であるといえます。

また、性と生殖に関する健康と権利を保障するためには、幼少期から自分と相手の人格を尊重し、お互いの性についてよく知るといような教育が必要です。将来、DVや性被害等の被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、適切な性教育の充実が期待されます。

わが国では育児休業の取得率に男女で大きな格差がありますが、男性が育児休業を取得できない理由として、職場の雰囲気によって取得できないという意見もあげられています。男女がともに個性や能力を発揮していきいきと活躍できるようになるには、社会全体に広く男女共同参画に関する意識啓発を推進する必要があります。

また、社会には多様な性のあり方が存在します。誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きていける社会の実現を目指して、性的マイノリティへの理解を促進します。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のためには、環境の整備も重要です。

職業・経済の分野については、依然として待遇面や管理職の割合などにおける男女間の格差が存在しています。大きな要因として、出産・育児と仕事との両立が難しいために女性の勤続年数が短くなってしまふことや、家庭責任の負担が女性に偏りがちであることなどがあげられます。男女がともに家庭生活と職業生活を両立していくためには、意識啓発に加えて保育サービスや介護サービス等の社会的支援の充実も必要不可欠となります。また、在宅勤務やフレックスタイム制度などの柔軟な働き方を受け入れる職場の環境整備も重要です。

政治における男女共同参画を推進するにあたっては、議員活動と家庭生活の両立は大きな課題となっています。性別にかかわらず、幅広い年代が政治に参画できるよう、議会制度を整備することも必要です。

また、性別にかかわらずあらゆる人が社会の対等な構成員として能力を十分に発揮するためには、ドメスティック・バイオレンス（DV）や各種ハラスメント行為はあってはならないことです。このような人権を侵害する暴力を防止すると同時に、DV被害者や困難な問題を抱える女性を支援するための基盤整備を推進します。

さらに、男女の性差に応じ、生涯を通じた健康支援を推進するほか、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れたり、性的マイノリティの人々が暮らしにくい制度を改善するなど、誰もが安心して暮らせる環境の整備と社会づくりを目指します。

なお、男女共同参画社会は、基本目標Ⅰで推進する「意識づくり」と基本目標Ⅱで目指す「環境づくり」とが相まって実現するものと考えられます。

4

男女共同参画社会実現のための推進体制の整備

男女共同参画の実現のためには、広範多岐にわたる本計画の内容を総合的かつ効率的に進めていく必要があります。また、市民、事業者の理解と協力は不可欠です。

本市では、平成24（2012）年4月1日に「川口市男女共同参画推進条例」が施行されたことにより、市、市民及び事業者それぞれの役割と明らかにし、市が行う施策について必要な内容が定められました。

今後も、本条例の趣旨に基づき、市、市民及び事業者が一体となって、主体的に男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進していくことができるように、より一層体制の整備を進める必要があります。

(1)本計画推進のための体制の整備

- ①「第3次川口市男女共同参画計画」の推進のために、様々な取り組みを行い、その実効性を高めるために、毎年進捗状況や施策の実施状況について報告書を作成し、公表します。
- ②男女共同参画を推進するために有識者と市民の代表により構成する「川口市男女共同参画推進委員会」において、男女共同参画社会の実現に向けての重要な事項を調査審議し、その意見を施策に反映させるように努めます。
- ③本計画を見直す場合には、市民の意見を十分に取り入れる仕組みを講じ、「川口市男女共同参画推進委員会」における協議を経て策定します。

(2)男女共同参画社会実現に向けた市の役割

- ①市は、男女共同参画社会実現の推進者として、男女共同参画社会を目指して全庁的に男女共同参画に関する施策の充実と推進を図ります。
- ②男女共同参画の推進に向けて、庁内会議の充実及び関係各課との有機的な連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を進めます。
- ③全職員が男女共同参画社会への認識を深めることができるように、男女共同参画問題をテーマとした職員研修を実施し、意識の浸透を図ります。

(3)ネットワークづくりと連携の推進

- ①男女共同参画社会の形成に向けて、市、市民及び事業者が一体となって、主体的に取り組むことができるように、その活動、交流及びネットワーク作りを支援します。
- ②国や県、他市の取り組みについて、情報収集や情報交換を積極的に行い、相互の連携、協力を図ります。

(4)情報の収集と提供

- ①男女の自立と男女共同参画の推進に向けた総合的な拠点施設を確保し、男女共同参画に関する問題の情報収集・提供、相談、学習、調査・研究等の各事業を行います。
- ②広報やインターネット等の活用による行政情報の積極的な提供に努め、開かれた市政の運営を目指します。

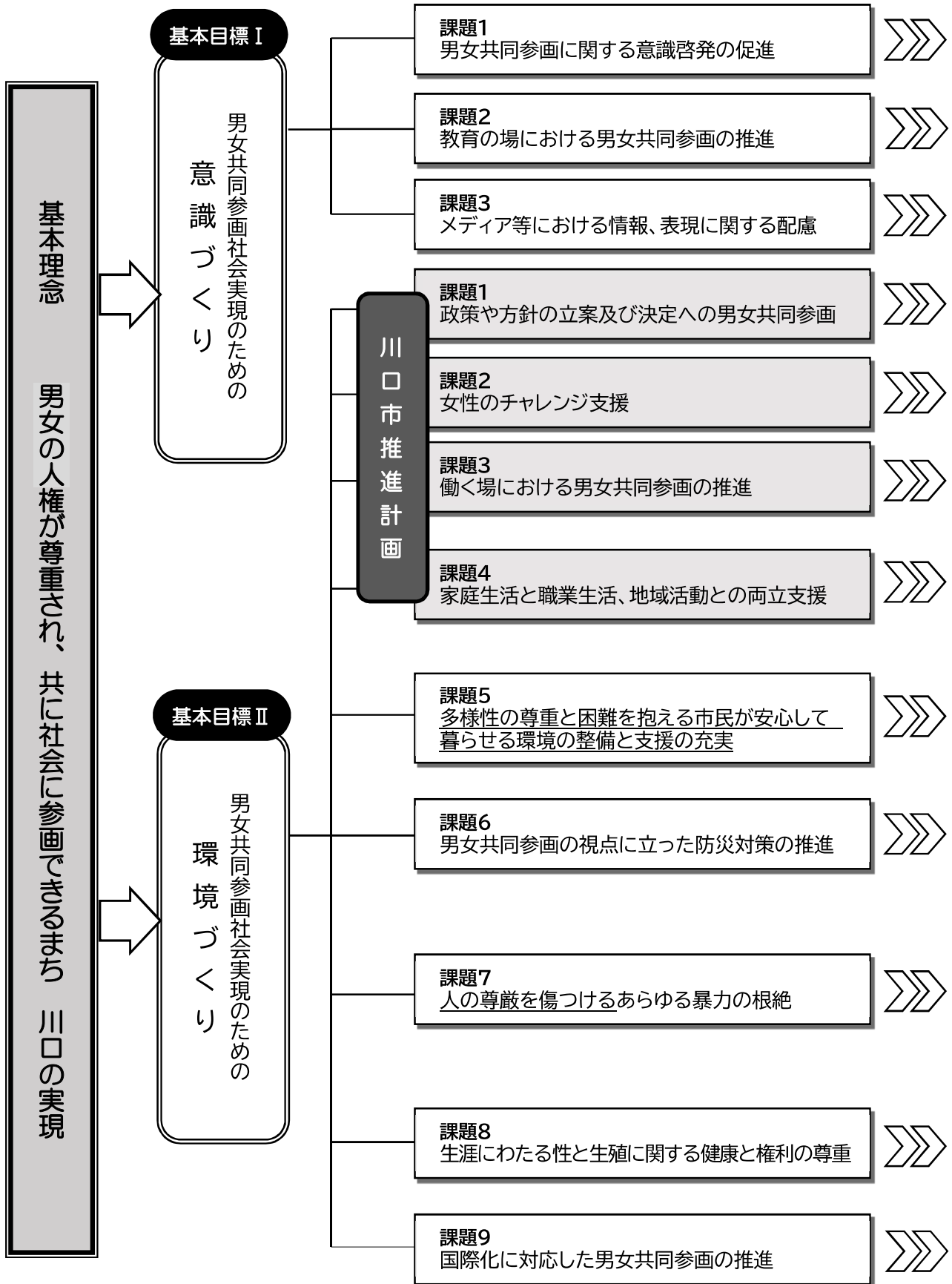
第 **3** 章

計画の内容

※各ページの右上に「第 2 次川口市男女共同参画計画《改訂》」における該当ページを記載しています。なお、第 3 章ではほとんどの部分で「第 2 次川口市男女共同参画計画《改訂》」から表現が変更になっているので、_____線は引いていません。

計画の体系

課題



施策の方向



- 課題1 (1)性別による固定的役割分担意識の解消と男女平等意識の浸透
(2)男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援
(3)男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供



- 課題2 (1)家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進
(2)性差にこだわらない学校教育の推進
(3)職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進



- 課題3 (1)メディアにおける男女の人権の尊重
(2)男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供
(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透



- 課題1 (1)市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進
(2)事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進
(3)男女共同参画を進める人材や団体等の育成



- 課題2 (1)再就職を目指す人への情報と機会の提供
(2)女性の起業支援
(3)学び直しの機会提供と環境整備



- 課題3 (1)働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
(2)女性が安心して働くことのできる就業環境の整備
(3)多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備



- 課題4 (1)家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進
(2)子育て、介護等への社会的支援
(3)家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進
(4)家庭生活における男女共同参画の促進
(5)地域活動における男女共同参画の促進



- 課題5 (1)高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援
(2)困難を抱えた女性などの自立支援
(3)ひとり親家庭の安定した暮らしへの支援
(4)性的マイノリティへの理解の促進と暮らしやすい環境の整備
(5)外国籍市民など特別な配慮を必要とする人への支援



- 課題6 (1)男女共同参画の視点に立った防災体制の整備
(2)地域防災活動への女性の参画の促進
(3)男女共同参画の視点に立った災害時の対応
(4)災害復興時における男女共同参画の促進



- 課題7 (1)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
(2)配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
(3)児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進
(4)セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
(5)性犯罪への対策の推進
(6)売買春への対策の推進
(7)人身取引への対策の推進
(8)ストーカー行為等への対策の推進



- 課題8 (1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着
(2)生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進
(3)性差に応じた健康支援の推進
(4)健康をおびやかす問題についての対策の推進
(5)女性のスポーツ活動支援



- 課題9 (1)男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進
(2)国際社会における取組みの成果の取り入れと浸透

基本目標 I

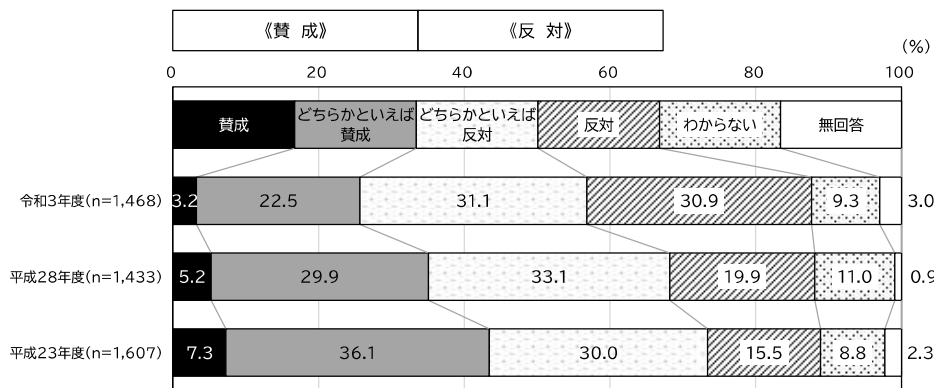
男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

「市民意識調査」によると、平成23年度調査では「男は仕事、女は家庭」という考え方について《賛成》と《反対》はほぼ拮抗していましたが、10年後の令和3年度調査では《賛成》が25.7%、《反対》が62.0%となるなど、性別による固定的な役割分担意識は解消しつつあります。しかしながら、共働き家庭は増えているにもかかわらず、相変わらず家事、育児、介護等の負担が女性に偏っていたり、女性の議員の割合が著しく低いなど、社会における様々な場面で性別による固定的な役割分担意識による影響が根強く残されています。

性別にかかわらず、あらゆる場において一人一人が個性や能力を存分に発揮して活力ある社会を形成できるよう、男女共同参画に関する意識の啓発を推進します。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について(経年変化)



資料:川口市「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

推進指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合	62.0 %		市民意識調査

施策の方向(1)性別による固定的役割分担意識の解消と男女平等意識の浸透 **新規**

令和3年度の「市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表されるような性別による固定的役割分担意識は年々解消に向かっていますが、社会全体としての男女の平等感を問う質問に「平等」と回答している人は15.1%にすぎません。長年にわたり人々の中に形成された性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見は根強いものがあり、男女共同参画に理解があると自認する人々でさえ無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれていることも少なくありません。

このような意識を解消し、あらゆる場で男女が平等に参画する機会を与えられ、社会全体で男女平等を実感できるようになるには、子どもから高齢者まで様々な世代で性別による固定的な役割分担意識を持たず、一人ひとりが男女平等を実感できるように、積極的な意識啓発を推進していきます。

施策の方向(2)男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供

わが国では、男女の機会の均等を確保するための法律や個人の人権を守るための法律など、男女共同参画に関連する様々な法制度が整備されていますが、その内容や権利を行使するための方法を知らなければ、安全安心な生活を送ることや社会に参画し活躍する機会が脅かされる恐れもあります。そうした状況を回避するため、法律相談や女性総合相談などの相談体制の充実を図り、関係機関との連携のもと総合的な支援を推進します。相談窓口にも容易にアクセスできるよう、チラシや相談カード、SNSなど周知の方法を工夫します。

また、男女共同参画に関する法制度や救済制度についての情報を広く周知するとともに、学習機会の充実を図ります。

施策の方向(3)男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

男女共同参画に関する施策や取り組みは、国内外の動向が大きく影響します。国内外の男女共同参画の実情や取り組み等について、資料や統計データ、調査・研究の報告書、男女共同参画に関連する官民の諸機関、企業、団体等の先進事例等も含めて広く情報を収集し、市民に公開します。

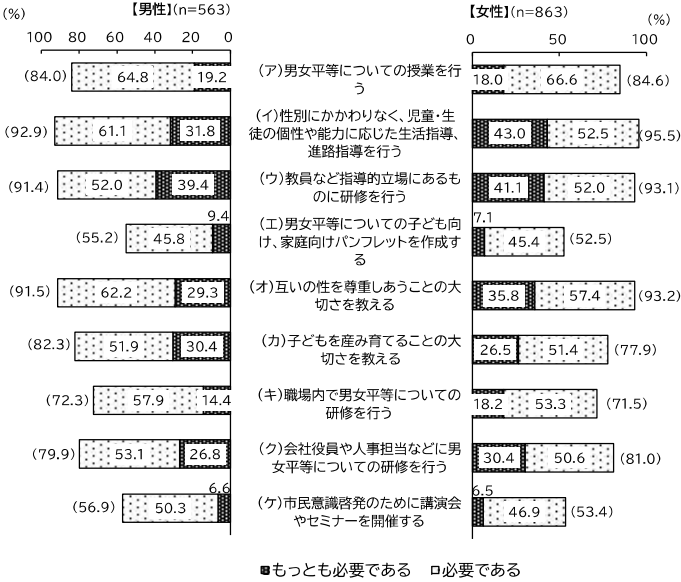
また、男女共同参画の理解や意識啓発の促進に資するため、広報紙や啓発誌、チラシやホームページ等多様な媒体を活用して、情報の提供を行います。

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、次世代を担う子どもたちが性別による固定的な役割分担意識を持つことなく、それぞれの個性や能力を存分に伸ばせる教育を受けられる環境整備が重要です。市民意識調査によると、男女共同参画社会実現のために必要と思われる教育として、「性別にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導、進路指導を行う」、「互いの性を尊重しあうことの大切さを教える」、「教員など指導的立場にあるものに研修を行う」などは男女ともに9割を超える回答率となっています。

教育の場における男女平等教育の推進、性別にこだわらない生活指導や進路指導、性教育を通じた人権の尊重などを推進すると同時に、子どもの成長に深い関わりを持つ家庭や地域社会においても男女共同参画に関する教育の推進が必要となります。

男女共同参画社会実現のために必要と思われる教育



資料:川口市「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

推進指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)	根拠資料
男女平等意識の割合			市民意識調査
(家庭生活)	31.7 %		
(学校教育)	65.8 %		
(職場)	22.8 %		
(地域活動)	38.4 %		

施策の方向(1)家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進

男女平等の意識醸成や性別による固定的な役割分担意識の解消を推進するには、社会全体の気運の醸成が必要です。特に幼い頃から無意識のうちに形成される意識は、その後の生き方や人生の選択、社会や他人との関わり方において大きな影響を及ぼします。このことから、子どもの成長に関わる家庭や保育、学校における教育は非常に重要な役割を担っているといえます。

家庭教育において男女共同参画意識を醸成する子育てが行われるよう、PTAや両親学級、各種セミナー等を通じて保護者への意識啓発を図ります。

また、保育の場や学校教育の場においては、常に男女共同参画の視点に立ち、指導者に対する情報提供や研修などを通して、男女共同参画と性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。

施策の方向(2)性差にこだわらない学校教育の推進

新規

学校教育の場では、進路選択や制服・学用品等のデザインや色の選択、生徒会や委員会、学校行事等の役割分担などにおいて、性別による固定的な役割分担意識に基づく指導が行われないよう、性差にこだわらない学校教育の推進を目指します。

また、自分の性別に違和感を抱く児童・生徒に対しては、学習や学校生活に不安を感じることがないように、一人ひとりの個性を大切に寄り添える学習指導と環境整備を推進します。さらに、すべての児童・生徒に対して、多様性の尊重についての意識啓発を行います。

施策の方向(3)職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

市民意識調査の「各分野における男女の地位の平等」について、男女が「平等」であると感じている人の割合は「学校教育」では65.8%と過半数を占めていますが、それ以外の分野では40%以下という結果となっています。このことから、学校教育の場を除く社会全般の様々な場では現在においても男女平等が実感されていないことがうかがえます。

しかし、男女共同参画社会の実現には、あらゆる年代や様々な職種や活動の場において性別にこだわらない役割分担意識や差別の解消が重要となります。職場、地域などあらゆる場を教育の場として考え、男女共同参画の意識を浸透させていくことが必要です。また、生涯学習の果たす役割もきわめて重要であり、生涯にわたる様々な学習機会や地域社会への参画を促進するための支援を推進します。

課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

多くの人の目に触れる新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット等のメディアが発信する情報は人々の意識形成に大きな影響を与えます。それだけに、誤った情報内容や性別による固定的な役割分担意識を反映した表現、性別や性的指向・性自認の違いを理由に特定の個人や団体等の尊厳を貶めるような表現をメディアを通じて広く流布させることは、男女共同参画社会の実現を著しく阻害します。

このため、表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります。また、市や関連機関も多くの市民に向けて情報を発信する立場から、同様の配慮を心がけなければなりません。

近年では、インターネットやSNSによって簡単に情報を受発信できる環境が整備されています。しかし、発信される情報の真偽があいまいであったり、個人の人権や尊厳を貶める内容が簡単に多くの人の目にさらされてしまう弊害も生じています。誹謗中傷の加害者にも被害者にもならないために、これらのICTメディアとの付き合い方や利用方法を学ぶ機会が必要です。特に、児童や青少年はSNSなどを通じて犯罪被害に遭うことも多いので、不適切な表現や媒体から保護することが重要です。

表現された情報を市民が主体的に読み解き、不適切な表現の指摘、削除について自己発信できる能力（メディア・リテラシー）の育成や向上に努め、不適切な情報や性別による固定的な役割分担を押し付けた表現を容認しない社会的気運の醸成を図ります。

III 推進指標 III

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
「男女共同参画社会」という用語の周知度	71.6 %		市民意識調査

施策の方向(1)メディアにおける男女の人権の尊重

性別による固定的な役割分担やパートナー間における暴力、性暴力等を正当化し助長するもの、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進を阻害するような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。

近年ではインターネットやSNS等によって発信される情報が多いですが、便利である一方、悪質な人権侵害や犯罪などが多発している状況もみられます。特に、児童、青少年はSNSを通じた犯罪に巻き込まれやすいので、ICTメディア利用に関する教育や情報提供に努めます。

また、性や過激な暴力表現に接することを望まない人を守るとともに、SNSによる性犯罪被害を防ぐために、「埼玉県青少年健全育成条例」、「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）等に基づく被害者の権利擁護、児童・青少年の健全育成に寄与する取り組みを推進します。

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供

市や関係機関が発信する情報や作成する刊行物等について、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした表現に努め、男女共同参画の視点に立ったものであることに留意します。

また、幅広い年齢層、様々な立場の人々にとって親しみやすくわかりやすい表現を用い、発信媒体も情報ごとに適切なものであるよう配慮します。

施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透

市民、市内の事業所、団体等から発信される情報についても、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進が阻害されることのないよう、埼玉県が発行した「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」等を活用するなどして、性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現の排除に向けた取り組みを促進します。

基本目標Ⅱ

男女共同参画社会実現のための環境づくり

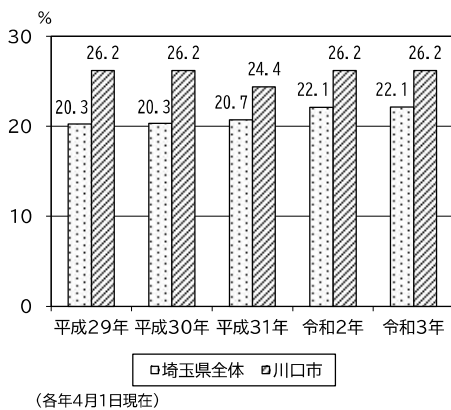
課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

川口市推進計画

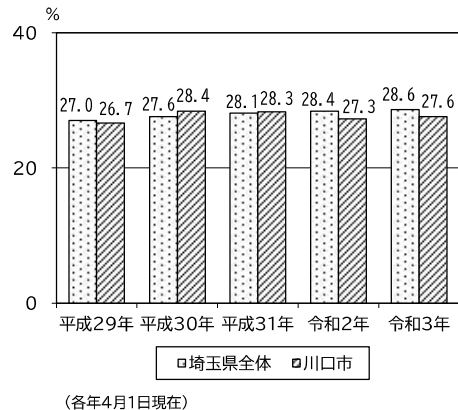
男女共同参画社会の実現に向けて社会の政策や制度等を見直すためには、多くの女性が政策や方針の立案・決定の過程に参画していることが必要不可欠です。かつて、1990年に国連で採択された「ナイロビ将来戦略勧告」では、指導的立場に就く女性の割合を1995年までに少なくとも30%までに増やすことを目標として設定し、わが国を含む世界各国で女性を登用するための施策やプログラムが導入されました。それにより、各国では様々な分野において女性の指導者や意思決定の地位に就く女性の割合が増加しましたが、わが国ではその動きが非常に遅いという現状であります。

本市の状況をみると、令和3年4月1日現在、市議会議員に占める女性の割合は26.2%、審議会等委員に占める女性の割合は27.6%となっています。男女両方の視点を市政にまんべんなく反映させるためには、現在よりもさらに多くの女性の参画が必要不可欠です。女性のエンパワーメントのための啓発活動や学習機会の提供等人材育成に努めると同時に、市民や事業所、各種機関・団体等に対して政策や方針等の意思決定過程への女性の参画についての気運の醸成を図ります。

■市議会議員に占める女性の割合



■審議会等委員に占める女性の割合



資料:埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

推進指標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
各種審議会・委員会への女性の登用率	27.6 %	35 %	
学校職員(幼・小・中)における 女性管理職の割合	%		

施策の方向(1)市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

政治分野への女性の参画を推進するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に施行され、令和3年6月には改正法が施行となりました。同法では、地方公共団体の責務として、女性の議員が円滑に活動できるようになるための環境整備や、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等への防止策への取り組み、人材育成等が位置づけられています。これらの取り組みを推進し、政治に参画する女性を増やすと同時に、市の各種審議会・委員会等への女性の参画の促進を図ります。

また、市行政や教育の場においても、あらゆる分野への女性の参画拡大を積極的に進め、性別による差別のない採用、研修、職域の拡大、昇進、管理職への登用等を行います。

施策の方向(2)事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進

事業所や各種機関・団体（経済団体、労働団体、地域団体、NPO団体、福祉団体等）に対して、男女の片方の性に偏りが無い参画の促進と、方針の立案及び決定過程へのより多くの女性の参画を推進するよう協力を要請し、併せて社会的気運の醸成を図ります。

施策の方向(3)男女共同参画を進める人材や団体等の育成

あらゆる分野への男女共同参画や方針決定過程への女性の参画を促進するために、市内で活躍する女性の人材の掘り起こしを行います。また、多くの女性が様々な分野で指導的立場を担ったり、リーダーとして活躍できるようにするため、情報提供や学習・研修機会の提供を行います。

さらに、男女共同参画や性別による固定的な役割分担の解消のために活動している団体・グループ等への支援を推進すると同時に、団体間や活動している個人の交流や連携の機会を提供し、ネットワークづくりへの支援を行います。

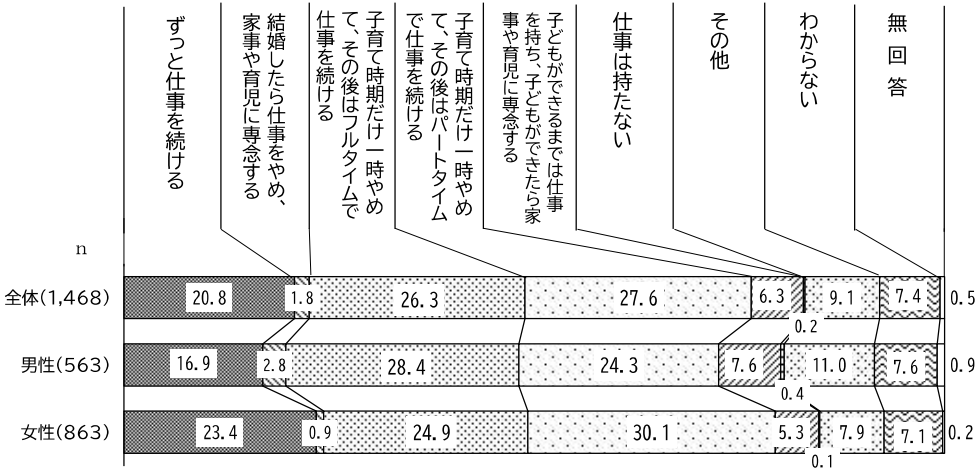
課題2 女性のチャレンジ支援

川口市推進計画

育児休暇制度の普及などにより出産後も同じ仕事を続ける女性は年々増えているものの、現在でも出産・育児のために一時仕事を辞めて、その後再就職するというライフスタイルを選択する女性の割合は高いといえます。市民意識調査によると、子育て時期だけ一時辞めて、その後パートタイムかフルタイムで再就職することが望ましいと考える女性は5割を超えています。しかし、一度仕事を辞めたことによって技能不足や情報不足に悩んで再就職を躊躇してしまう人も少なくありません。

男女共同参画社会とは、男女がその意思と能力を活かして社会参画し、共に責任を担っていく社会です。それを実現するためには、再就職や起業、NPO活動、ボランティア活動など多岐にわたる分野にチャレンジする女性に対して、能力開発支援や必要な情報提供、家事・育児・介護等と仕事・社会的活動の両立を支援する体制づくりが必要です。

■女性の望ましい働き方



資料:川口市「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

推進指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
男女共同参画セミナー参加者の満足度	%	100 %	セミナー受講者アンケート調査

施策の方向(1)再就職を目指す人への情報と機会の提供

新規

再就職を目指す女性に対して、就業に必要な技能開発支援や就職活動に関する情報提供、雇用機会の提供等を推進します。

また、支援を推進するにあたっては、市内民間企業やハローワークをはじめとする関係機関等と連携していきます。

施策の方向(2)女性の起業支援

新規

女性の起業についてみると、女性のニーズをうまくとらえた事業展開ができることや、一般的に女性の経営者は堅実な資金運用をする傾向があるといったメリットがあげられます。また、再就職先としてうまくマッチングした企業が見つからない時に、自分で思うような事業を起業するという選択肢にもなりえます。

女性の起業を促進するため、商工会議所や創業・ベンチャー支援センター埼玉等の関係機関と連携して、起業セミナーの開催や経営相談、資金面の支援、情報提供等を推進します。

施策の方向(3)学び直しの機会提供と環境整備

新規

女性が能力や個性を十分に活かして社会に参画するあり方としては、企業への再就職や起業等の経済活動への参画だけでなく、NPO活動やボランティア活動などの社会貢献活動もあげられます。

いずれの活動においても、必要な知識・技能の習得や能力開発などを学ぶことが必要不可欠です。

女性のチャレンジを支援するため、様々な分野の学習や能力開発の機会を提供すると同時に、学び直しの機会に関する情報提供と相談体制の整備を推進します。

さらに、家事・育児・介護等との両立を支援するため、子どもを預けられる施設の整備や介護をサポートするサービスの整備を促進します。

課題3 働く場における男女共同参画の推進

川口市推進計画

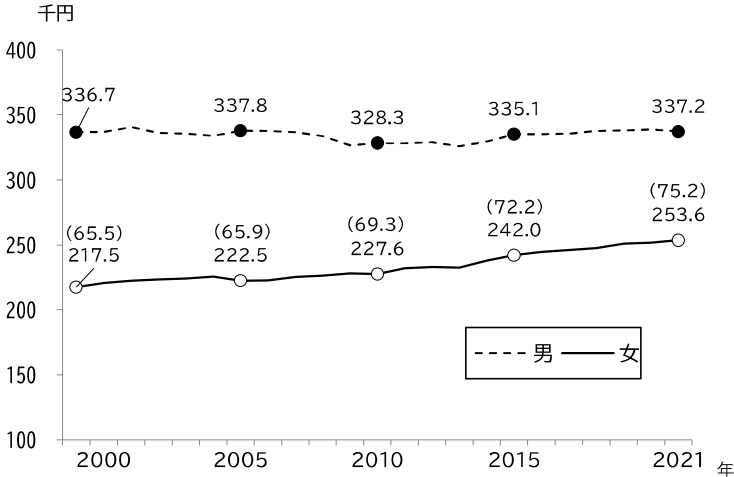
働く女性の割合は年々増加しており、子育て等で忙しい30代女性でも就業率72.7%を占めるまでになっています(令和2年国勢調査)。しかし、女性の労働者の内訳をみると非正規雇用が多く、男性との賃金格差を生む一因ともなっています。そのほかにも、妊娠・出産を機に離職する女性が多かったり、管理職に占める女性の割合が低いなど、いまだに働く場における男女の格差が大きいと言わざるをえません。市民意識調査における様々な分野における男女の平等感の中でも、「職場」において男女が「平等」と感じる人は「政治の場」、「社会通念・慣習」に次いで低い割合となっています。

上記のような状況を変えるために、雇用管理全般において性別による差別取り扱いを禁じる「男女雇用機会均等法」や、家庭と仕事が両立できる社会を目指す「育児・介護休業法」が施行され、たびたび改正されてきました。また、働きたい女性の個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して「女性活躍推進法」も整備されました。

市では、あらゆる労働者が、性別にかかわらず、自らの意欲と能力に応じて均等な機会と待遇が得られるよう、こういった法制度の趣旨と労働者の権利を保護する関係諸法についての周知を図り、男女の労働者が安心して働ける環境整備を支援します。

また、男女の労働者がその意思と能力を発揮でき、安心して働ける環境を整備する前提として、性別による固定的な役割分担意識の解消とあらゆるハラスメント行為を排除する意識啓発を推進します。

■男女別賃金((6月分の所定内給与額平均)の推移(全国))



※ () 内の数値は男女間賃金格差(男=100とした場合)

資料：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

III 推進指標 III

指 標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
30代の女性の就業率	72.7 %		国勢調査

施策の方向(1)働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

働く場における男女共同参画を進めるために、「女子差別撤廃条約」、「ILO156 号条約」、「男女共同参画社会基本法」などの趣旨の普及とともに、「男女雇用機会均等法」をはじめとする各種労働関係法の遵守に関する啓発を積極的に推進し、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を支援します。

また、自営業や農業、フリーランス等あらゆる働く場においても性別による不平等が生じないように、意識啓発や情報提供を推進し、各種関係機関と連携して相談等に応じる体制整備に努めます。

施策の方向(2)女性が安心して働くことのできる就業環境の整備

労働基準法や労働衛生安全法、男女雇用機会均等法など、労働者の安全や権利を保障する法律の遵守について、広く意識啓発を推進します。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど人の尊厳をおとしめる行為は、労働者がその意欲と能力を発揮する機会を阻害して企業等の健全な発展を妨げる悪質な行為です。このような各種のハラスメントの防止対策について積極的な啓発活動を推進します。

さらに、女性が安心して仕事を継続していくため、妊娠中及び出産後の健康管理対策を推進して、妊産婦の健康維持と仕事の両立を支援する環境整備を支援します。同時に、男女の労働者が仕事と子育て・介護などを含む家庭生活を両立させることができるよう支援策の充実を図ります。

施策の方向(3)多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

社会経済環境の変化やICT技術の進展などを背景に、テレワークやフレックスタイム制度、副業の解禁など従業員の柔軟な働き方を受け入れる企業が増えています。また、働き方も正規職員だけではなく、契約社員や派遣社員、自ら起業するなど様々な選択肢があります。

あらゆる労働者が、自分の意思やライフスタイルに応じた多様かつ柔軟な働き方を選択できるよう、事業所や労働者を対象に多様な働き方の健全な発展に資する情報提供を行うと同時に、被雇用者の権利を保護する法制度等の情報提供や就業環境整備に関する支援を推進します。

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

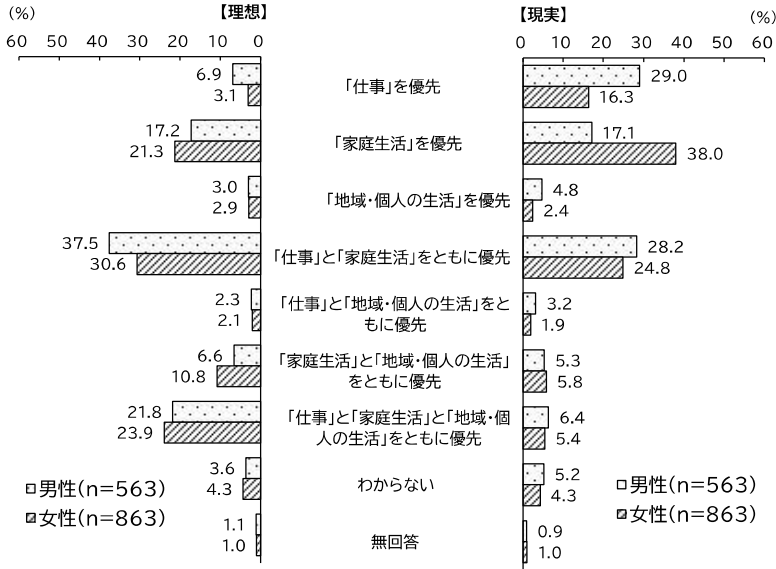
川口市推進計画

市民意識調査によると、「家庭生活と職業生活、地域活動の優先度」の【理想】は、男女ともに「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」が最も多く、次いで「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」となっています。しかし、【現実】にそのような生活を実現できている人の割合は【理想】をはるかに下回っています。【現実】では、男性は「『仕事』を優先」(29.0%)が最も多く、女性では「『家庭生活』を優先」(38.0%)が最も多いなど、偏った生活になりがちです。

ワーク・ライフ・バランスの概念の浸透などもみられますが、この調査結果からは「男は仕事、女は家庭」というような性別による固定的な役割分担意識がまだまだ社会に根強く残っていることがうかがえます。

男女がともに、家庭生活と職業生活、地域活動等が両立した生活を送るためには、性別による固定的な役割分担を解消するためのさらなる意識啓発に加えて、ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する共通認識が広がる必要があります。また、世帯当たりの人員が減少し、親せき等のつながりが希薄化する現代においては、子育てや介護等を支援する福祉サービスの充実や地域における支え合いの仕組みも必要不可欠です。

■家庭生活と職業生活、地域活動の優先度の【理想】と【現実】



資料:川口市「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

III 推進指標 III

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
待機児童数	19 人 (令和4年1月1日現在)	0 人 (令和9年1月1日現在)	埼玉県少子対策課
市男性職員の育児参加 休暇取得率	%		
「ワーク・ライフ・バランス」 という用語の周知度	59.7 %		市民意識調査

施策の方向(1)家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進

女性の社会進出が進み、共働き家庭は年々増加していますが、家事や子育て、介護等の負担の女性への偏重が常態化しています。

少子高齢化が進み、今後はますます働き手の減少、世帯あたりの人員や地域活動の担い手の減少が見込まれています。従来の長時間労働を見直して、誰もが働きやすく暮らしやすい社会をつくるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性と家庭・仕事・地域活動等における男女共同参画について、市民や事業所等に対して広く意識啓発を図ります。

施策の方向(2)子育て、介護等への社会的支援

男女がともに、安心して仕事や地域活動を行うことができるように、子育てや介護等に対する社会的支援の充実を図ることに努めます。

子育てや介護等の男女共同参画に関する理解は以前よりは進んでいるものの、ケア労働の負担は女性に偏る傾向があります。保育所の待機児童の解消、延長保育や病後児保育等多様な保育サービスの充実、放課後児童クラブや地域の支え合いの仕組み等を整備・充実を積極的に推進し、あらゆる分野への女性の参画の促進や子育ての孤立化や不安解消に努めます。

また、高齢者等特別な配慮を必要とする人に対する地域の福祉基盤の整備・充実を推進して、介護者の負担軽減を図ると同時に、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備します。

施策の方向(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進

新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとして、在宅勤務やテレワークといった働き方は一気に広がりました。男女の労働者が仕事と家庭生活や地域活動を両立させるために、このような柔軟な働き方を導入する事業所を支援します。

また、令和3年6月に「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得を促進する内容が盛り込まれました。男女ともに育児休業を取得しやすく、性別にかかわらずすべての労働者が家庭生活や地域活動を充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

施策の方向(4) 家庭生活における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女がともに子育てや介護、家事労働の責任を担うことが重要です。

次世代を育成する場でもある家庭においては、子どもたちが日々の生活を通して男女共同参画のあり方を身に付け、親などの家族から男女平等意識やお互いを尊重し合う意識、仕事や家事をはじめとするあらゆる分野に男女がともに参画する意義について学ぶことが期待されます。

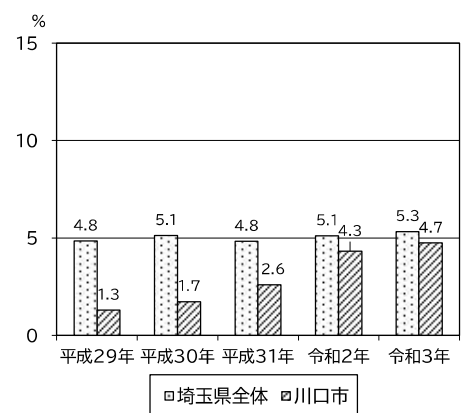
このことについて、保育や学校教育の場とも連携しながら、男女共同参画を進めるための意識啓発や学習機会の充実を図ります。また、家事・育児・介護に関する男性向けの講習会等の機会を提供します。

施策の方向(5) 地域活動における男女共同参画の推進

町会・自治会活動やボランティア活動、PTA、NPO活動などに参加する女性は多いものの、リーダーや指導者的な立場にいる女性は少ないのが現状です。地域に根強く残る性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習等を見直し、男女が均等に役割を担って、ともに参画できる意識啓発と組織運営支援を行います。

また、従来はどちらかの性別に参加者が偏っていた分野に対しては、他の性別の参加者が増加するような情報提供や意識啓発、組織の運営支援等を行います。

■自治会長に占める女性の割合



資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

課題5 多様性の尊重と困難を抱える市民が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

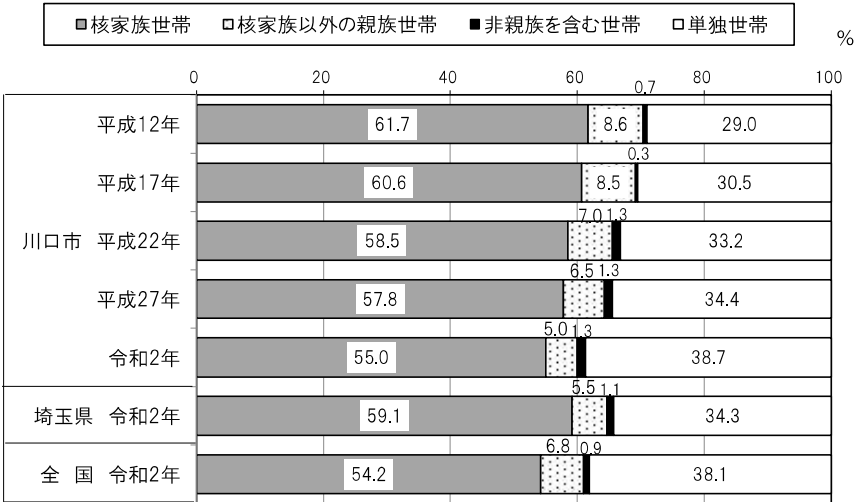
少子高齢化の進行や生活様式・価値観の多様化などを背景に、家族形態も徐々に変化してきています。令和2年には一般世帯に占める核家族世帯の割合は55.0%と過半数となっていますが、年々割合は低下しています。一方、単独世帯の割合は徐々に増加し、平成2年には4割近くを占めるまでになっています。高齢者人口も年々増加し、世帯あたり人員が減少していく中、これまで以上に地域社会での支え合いや福祉サービス等の充実が必要となっています。

また、男女の経済格差を背景に、女性の貧困も深刻な問題となっております。特に、ひとり親家庭の大半を占める母子家庭の約半分は相対的貧困の状態にあると言われており、貧困の連鎖も懸念されます。経済的に困難を抱える女性は、健康上の問題やDV被害、家族との関係など複合的な問題に悩んでいることも多いので、一人ひとりに寄り添った支援が必要となります。

また、国際化の進展等を背景に外国にルーツを持つ住民が増えています。特に本市は、全国でも1、2位を争うほどに外国人住民が多いことで知られています。互いの文化の違いを認めつつ、住民同士が対等な関係を築き、外国籍であっても安全安心に暮らせる環境づくりが求められます。

さらに、ジェンダー平等の観点から、性的指向や性自認の違いによる差別や偏見の解消、性的マイノリティの人々の生活しづらさを改善していく必要があります。

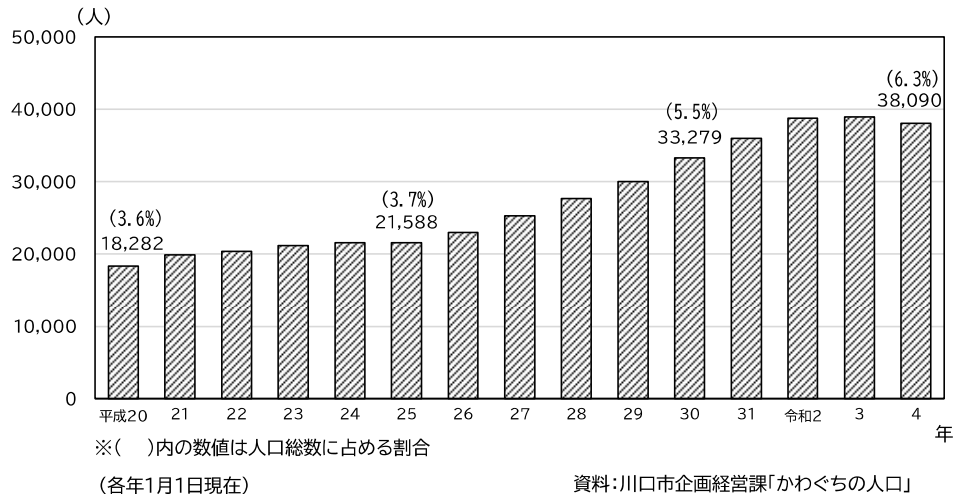
■一般世帯の構成



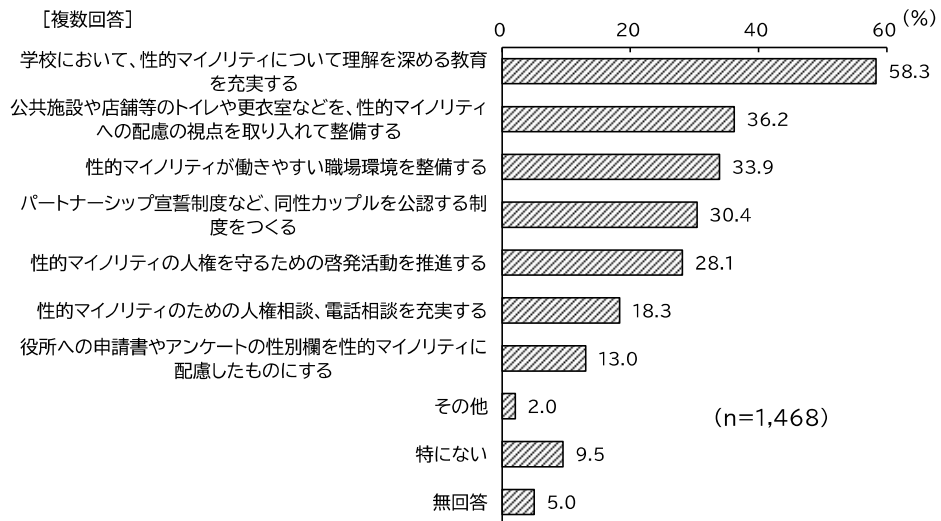
(各年10月1日現在)

資料：総務省「国勢調査」より作成

■市内在住外国人数の推移



■性的マイノリティの人権を守るために必要と思われること



推進指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
「ユニバーサルデザイン」についての認知度	64.5 %		市民意識調査
老人クラブにおける加入者の男女の割合が、どちらかの性に偏ることがないこと	男性 % 女性 %	男女比を 50%に近づける	

施策の方向(1)高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援**新規**

高齢者や障害者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるように、一人ひとりの個性や意欲、能力を活用してあらゆる場に参画できる機会の充実とノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。さらに、社会での生活を安全で快適なものにするために、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を積極的に取り入れます。

また、高齢者や障害者を支えるための介護やケアの役割は、性別による固定的な役割分担意識の影響から女性に偏る傾向がみられます。介護者の支援と高齢者や障害者の自立した生活を確保するため、福祉サービスや医療サービスの充実を図ります。

施策の方向(2)困難を抱えた女性などの自立支援

新型コロナウイルス感染症流行下では、生活困窮や居場所がないなど様々な問題を抱える女性の存在が顕在化しました。そのような女性の多くは経済的問題や健康上の問題、家族関係の破綻など複合的な問題を抱えており、立場の弱さから性被害等の犯罪に巻き込まれるリスクにもさらされています。

このような現状を鑑み、国は令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を成立させました。同法に基づき、民間支援団体等と連携し、困難を抱える女性の発見や相談体制、生活支援や自立支援を行う体制を整備します。

施策の方向(3)ひとり親家庭の安定した暮らしへの支援

新規

ひとり親家庭のうち母子家庭では、出産・育児による就業の中断や非正規雇用が多いことや養育費の不払い等が原因で、経済的に困窮している家庭が少なくありません。

一方、父子家庭では、「男は仕事」などといった偏った性別役割分担意識による周囲の無理解により、子育てや家事と仕事との両立に悩みを抱えることがあります。

性別による固定的な役割分担意識の解消とワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を進めると同時に、子育てをサポートするサービスと経済的支援の充実を図ります。

施策の方向(4)性的マイノリティへの理解の促進と暮らしやすい環境の整備**新規**

市民意識調査によると、性的マイノリティの人権を守るためには、「学校において、性的マイノリティについて理解を深める教育を充実する」と回答した人が過半数にのぼっています。また、「公共施設や店舗等のトイレや更衣室などを、性的マイノリティへの配慮の視点を取り入れて整備する」(36.2%)、「性的マイノリティが働きやすい職場環境を整備する」(33.9%)など、プライバシーの保護や職場環境の整備等も重要視されています。

多様な性のあり方について理解を深めるために、若い世代をはじめとして事業所等も含めて幅広く意識啓発を推進します。また、性的マイノリティの人々にとって生活しづらい状況や人権侵害にあたる状況があるかどうかを点検し、必要な場合は制度等の見直しを行います。

施策の方向(5)外国籍市民など特別な配慮を必要とする人への支援

日本人住民と様々な国籍の外国人住民が互いの文化や生活様式を認め合い、ともに安心して暮らすための意識の醸成を推進します。コミュニケーションの円滑化や相互理解のため、語学学習支援や多言語による情報発信、多文化交流の機会提供などを行います。

また、女性の場合には言語のハンディキャップや情報の欠如などから、DV被害をはじめとする困難な状況にあっても支援を受けにくい上、人身売買等も含めて男性以上に様々な形の犯罪被害に遭いやすいリスクを負っています。困難な状況にある外国人女性が支援を求めやすいように、多言語による相談窓口の案内や支援体制の充実を図ります。

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」（平成30年4月策定）策定後も、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風などの大規模災害が発生しています。近年では大規模な水害は毎年のように全国のどこかで発生しており、本市においても大多数の市民が避難するような大規模災害がいつ起こってもおかしくない状況です。

大規模災害の発生はあらゆる人の生活や生命を脅かす恐れがありますが、女性や弱い立場にある人々が深刻な影響を受ける可能性が高まります。非常時において家事・育児・介護等の負担が女性や女兒に偏ったり、性暴力やDV被害に遭う危険性が増大するなど、元々存在したジェンダー格差による問題がより顕著に表れてきます。また、復興時においては女性の意見がまちづくりに反映されにくかったり、補助金の交付先が世帯主に限定されていて女性への経済的支援が制限されるようなケースもあります。

こうした事態を避けるためにも、平時から防災体制を構築する際に女性の意見を取り入れる仕組みを工夫したり、地域防災の現場での男女共同参画を推進する必要があります。

■男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインにおける7つの基本方針

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

資料：内閣府男女共同参画「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」

推進指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
女性の防災リーダーの認定者数	総数 人		

施策の方向(1)男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

男女共同参画の視点に立った防災体制を整備するために、地域防災計画に女性特有の問題に対応した視点を記載したり、女性や妊産婦等に配慮した物資の備蓄を推進します。また、地域防災計画や避難所運営等の防災マニュアルなどを作成する会議や防災会議等になるべく多くの女性の委員が参加できるよう努め、多様な視点に基づく防災体制を構築することを目指します。

施策の方向(2)地域防災活動への女性の参画の促進

防災活動において地域コミュニティは非常に重要な役割を担っています。町会・自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織などと協働で防災活動に取り組む中で、積極的な女性の参画を促進します。

また、これまでは地域防災活動は男性中心で進めることが多かったのですが、女性も防災の主体的担い手であるという認識を共有し、性別による固定的な役割分担にこだわらない防災活動を進めるよう意識啓発を推進します。

施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った災害時の対応

避難所運営等において、プライバシーの確保や男女別のトイレや洗濯物干し場の設置など、女性にも配慮した環境整備に努めます。

また、避難所の運営組織には女性を参加させるよう努めると同時に、避難した女性が問題に直面した時に相談しやすい窓口を設置します。

施策の方向(4)災害復興時における男女共同参画の促進

被災後の生活再建においては、住居の確保やまちづくり、就労の回復、心のケアなどへの対応が必要となります。

住居の確保やまちづくりにおいては、意思決定の場に女性も参画できるような仕組みづくり、女性や子どもへの暴力が発生しにくい仮設住宅等の設計などへの配慮が必要となります。

就労について、災害発生などの非常時、女性は男性よりも解雇されやすい傾向がみられます。女性の就労復帰の支援のため、子どもや介護を必要とする家族の預け先の早期確保と男女の差がない雇用機会情報の提供を推進します。

また、被災後の心のケアについては、男女では悩みの傾向に違いがあることも踏まえて、ケアを必要とする人が気軽に相談できるような体制を整備します。

課題7 人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為を一般的にドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と略す）と言います。DVは犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、家庭内や親密な間柄であっても決して許してはいけない行為です。DVの種類には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力（社会的隔離）、子どもを利用した暴力などがあります。また、デートDVといって若いカップルの間にも暴力行為が起こることもあります。

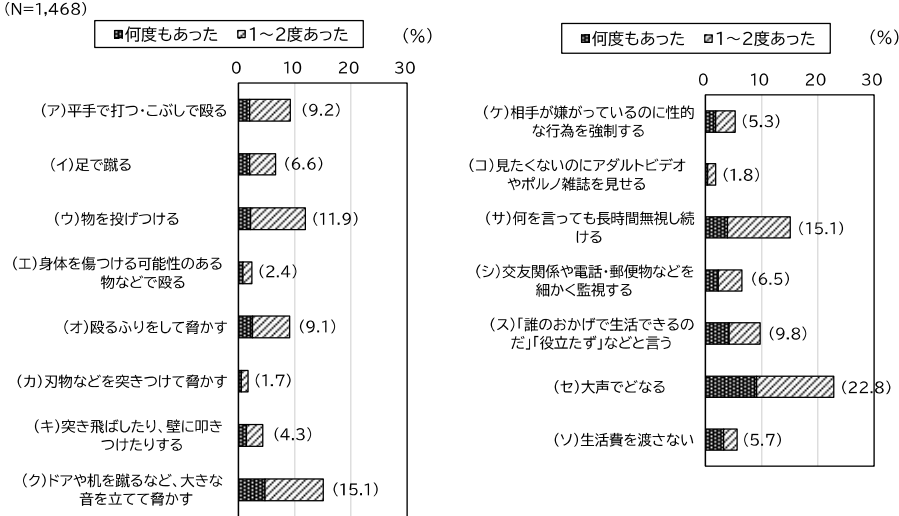
被害者には男性も女性もいますが、女性の被害者の方が圧倒的に多いという現状があります。その背景には、腕力の差はもとより、経済力の格差や性別による固定的な役割分担意識、社会における構造的な男女の格差などがあると考えられます。

本市では、DV被害者等の身近な相談窓口として、平成28（2016）年7月に「川口市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を図れるようにしました。今後も、関係機関等とも連携し、DV被害者に寄り添う支援を行っていきます。

さらに、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為等も、それを受けた相手の尊厳を傷つけると同時に、身体的、精神的、経済的、社会的、性的な苦痛をもたらすことから、どのような立場の人であっても被害を受けることは避けられるべきです。

これらの暴力は社会構造的な問題が背景にあるということと、誰もが自由な意思と能力と個性をもって活躍できる男女共同参画社会の実現を阻害するということを社会に広く浸透させる必要があります。

■配偶者(事実婚等を含む)から「暴力にあたる」と思う行為を受けた経験



資料：川口市「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

推進指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
パートナー間(夫婦・恋人)において、以下の行為がどのような場合であっても暴力にあたりと認識する人の割合			市民意識調査
(平手で打つ、こぶしで殴る)	86.5 %	100 %	
(足で蹴る)	89.6 %	100 %	
(「誰のおかげで生活できるのだ」「役立たず」などと言う)	80.9 %	100 %	

施策の方向(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

家庭内や配偶者間の暴力は潜在化することが多く、被害者自身も暴力を受けているという自覚がない場合もあります。しかし、そのような暴力は犯罪行為であり、絶対に許されないことです。また、若い世代のカップル間の暴力もDV（デートDV）であり、重大な人権侵害であることを広く周知する必要もあります。「川口市DV対策基本計画」に則り、暴力を未然に防ぎ、暴力を容認しない社会を目指して、広報や啓発活動を進めていきます。

さらに、子どもの面前で行われるDVは子どもの心を傷つけ、場合によってはDVの世代間連鎖につながる恐れもあります。子どもの面前のDVであるという意識を周知するとともに、子どもに対しても暴力はいかなる場合においても許されるものではないという意識を育てます。

施策の方向(2)配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

配偶者等のパートナーから暴力を受けている被害者は経済的暴力や社会的暴力（社会的隔離）を受けていることも多く、暴力の加害者から離れて被害者が自立した生活を送れるようになるためには、心の健康の回復、住宅の確保、経済的安定の確保など様々な支援が必要となります。

本市では川口市配偶者暴力相談支援センターを拠点に、DV被害者の身近な相談窓口として、配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援に取り組んでおります。被害者の安全確保と自立を支援するために、「川口市DV対策基本計画」に則り、関係機関と連携しながら全庁体制で適切な支援を行います。

施策の方向(3)児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進

家庭内において配偶者等から暴力をふるわれている場合、その暴力が子どもにも向けられることは少なくありません。時には、性的虐待の被害に遭ってしまう子どももいますが、それが原因で心身がひどく傷つき、生涯にわたって苦しむ被害者も少なくありません。被害の性質から、他の人から気づかれにくく被害が長期化、深刻化してしまう恐れもあります。

被害を防ぐためには、家族だけではなく保育園・幼稚園・学校なども含めて周囲の大人が子どもを注意深く見守る必要があります。そのために、関係機関との緊密な連携のもと、様々な児童虐待から子どもたちを守る防止策の構築や相談・保護・支援体制の整備等総合的な児童虐待防止対策を推進します。

施策の方向(4)セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとして、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、性的指向・性自認に関するハラスメント等の様々なハラスメント行為は、個人としての尊厳を著しく傷つけるものであり、個人としての尊厳を著しく傷つけるものであり、社会的にも絶対に許されない行為であることについて、広く認識の浸透を図ります。

上記のようなハラスメント行為は性別を問わず誰もが被害者になる可能性があります。特に雇用の場においては男女の立場に格差があることが多いため、女性がセクシュアル・ハラスメントの被害を受けてしまうことが少なくありません。また、多くのハラスメント行為は誤った認識の元に無意識的に行われています。社会のあらゆる場における様々なハラスメント行為の根絶に向けた啓発に努めます。

施策の方向(5)性犯罪への対策の推進

性犯罪は、被害者の心身に重大な損傷を与えるにもかかわらず、被害の届出やその後の捜査への心理的ハードルが高いため、顕在化しにくい犯罪です。被害者を責めるような二次被害も多いため、性犯罪が重大な人権侵害かつ悪質な犯罪であるという意識啓発が必要です。また、性犯罪が起こる背景には、被害者の人格を認めない意識や被害者が望んでいるというような「認知の歪み」があります。性犯罪の加害者、被害者、傍観者を生まないためにも、子どもの頃からの性教育が必要です。

さらに、被害者救済に向けて、被害者が相談しやすいような体制を整備すると同時に、県のワンストップ支援センターや警察等関係機関と連携して迅速な対応を進めます。

施策の方向(6)売買春への対策の推進

性を商品化する売買春は犯罪であり、人の尊厳を著しく傷つけます。その背景には経済的困窮や社会的な立場の弱さ、虐待や性暴力被害など様々な事情があり、時に、人身取引の被害者や児童が犠牲になることも少なくありません。

性の商品化の防止に関する意識啓発を推進すると同時に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、援助を必要とする女性への支援体制を整備し、意思に反して売春を余儀なくされる被害者を減らす取り組みを推進します。

施策の方向(7)人身取引への対策の推進

人身取引の被害者の多くは女性や子どもであり、海外から無理やり日本に連れてこられた人も少なくありません。そのため、迅速に被害者を保護して的確な対応をとるには、母国語通訳の確保や民間ボランティアの協力、国や県等の機関等との連携などの体制を整備することが必要となります。

同時に、人身取引根絶に向けた意識啓発を推進します。

施策の方向(8)ストーカー行為等への対策の推進

関係機関との連携のもとに「ストーカー規制法」、「埼玉県迷惑行為防止条例」の周知を図り、予防に努めます。

被害に遭遇した場合には、その被害を拡大させないために早い段階で相談し、適切な対策が講じられることが必要です。ストーカー被害に悩む人への相談体制を充実させるとともに、警察等関係機関との連携の強化に努めます。

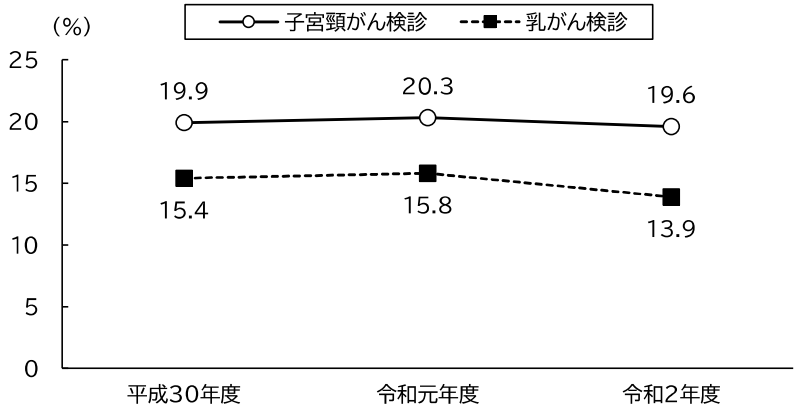
課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

全ての人が生涯を通じて健康な生活を送るためには、男女ともにお互いの身体的性差を十分に理解しあい、相手に対する思いやりを持ちつつ生きていくことが重要です。女性には妊娠・出産の可能性があることから、男性とは異なる健康上の課題や女性特有の疾病に罹患する可能性があります。

また、性と生殖に関する健康と権利はすべての人に保障されているべきですが、従来のジェンダー（社会的性別）意識の影響により、性と生殖のあり方について女性の健康や権利が軽視されることが多く、望まない妊娠や性感染症等に直面してしまう女性も少なくありません。さらに、中絶にあたって配偶者の同意を必要とすることや緊急避妊薬に関する規制緩和の遅れなど、制度上でも女性の性と生殖に関する自己決定権を無視するような事態があることに注目が集まっています。

性と生殖に関する健康と権利の尊重に関する考え方を広く周知するとともに、誰もが性差に応じた的確な保健・医療を受けられるような体制を充実させることが必要です。

■女性特有のがんの検診受診率(川口市)



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告の概要」

推進指標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
健康寿命 ※65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間(要介護2以上になるまでの期間)。	男性 17.05 歳 女性 20.20 歳		埼玉県 「地域別健康情報」

施策の方向(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての知識の浸透及び定着

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、性と生殖に関する健康を得る権利のことで、人々が子どもを何人持つか、いつ出産するか、産むか産まないかといったことについて自己決定権を持ち、安全で満ち足りた性生活を営む権利を有していることを意味しています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を社会で広く共有することが必要であり、情報提供や教育・学習機会の提供などを推進します。

また、性と生殖に関する自己決定権を保障するためには、パートナーの人権を尊重するという意識を醸成することや妊娠・出産・避妊に関する正しい知識が必要です。若い世代に対して性教育の機会を提供し、必要に応じて安心して相談できるような体制を整備します。

施策の方向(2)生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進

女性は、思春期、妊娠・出産期、成人期、更年期、高齢期と年齢に応じて心身の状況や健康上留意すべきことが変化していきます。それぞれのライフステージの健康状態に応じた的確に自己管理を行えるように、情報の提供、健康教育、相談体制の充実、健康の保持や増進対策等の推進を図ります。

特に、妊娠・出産を通じた周産期には健康への特別な配慮が必要となります。安心して子どもを産み育てられるように、周産期における母子の健康のための支援、仕事との両立支援や経済的支援などの体制を整備します。

施策の方向(3)性差に応じた健康支援の推進

男性と女性には身体的な性差があることから、罹患する病気の種類や傾向、留意すべき健康上の問題などにも違いがあります。性差による健康上の課題について社会全体で共有できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

また、女性特有の疾病に対する情報や検診等の機会を提供します。さらに、国における性差医療に関する研究の動向も踏まえながら、本市においても性差医療の推進を図ります。

施策の方向(4)健康をおびやかす問題についての対策の推進

生涯にわたる健康の維持及び性と生殖に関する健康を守るためにも、HIV／エイズや性感染症について、予防から治療までの正しい知識の普及啓発を進めます。性交渉を伴う疾病予防には、病気に関する知識だけではなく、パートナーの人権を尊重する意識の醸成も含めた意識啓発を推進します。

また、薬物やアルコールへの依存は心身の健康に重大な影響を及ぼすと同時に、家族や周囲の人との関係に悪影響をもたらしたり、犯罪の原因になることもあります。薬物やアルコールによる健康被害に関する情報提供を行い、濫用を予防するための意識啓発を推進します。

施策の方向(5)女性のスポーツ活動支援

男女ともに健康寿命を延ばすためには、生涯にわたる健康づくりの推進が必要となります。健康を維持するにあたって運動習慣は重要な要素となりますが、女性は男性と比べて継続的に運動する習慣を持つ人の割合が低い傾向にあります。それぞれのライフステージに合わせて一人ひとりがスポーツに親しむことのできる環境整備を推進します。

また、競技力の向上を目指すあまり、女性のスポーツ競技者が無月経や骨粗しょう症などの健康被害を受けてしまう問題もクローズアップされています。競技者の健全な育成のために、意識啓発をはじめとする必要な支援を推進します。

課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現を目指す施策において、国連をはじめとする国際的な取り組みの潮流を理解し、協調しなければなりません。

わが国は「女子差別撤廃条約」を批准しており、女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえて条約を積極的に遵守する責務を負っています。

また、平成27(2015)年に国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で17の目標・169のターゲットで構成されるSDGs(持続可能な開発目標)が掲げられており、目標の一つに「目標5. ジェンダー平等を実現しよう」があります。

市としては、「男女共同参画社会基本法」、「埼玉県男女共同参画推進条例」及び「川口市男女共同参画推進条例」の基本理念に示された「国際協調」に沿って、男女共同参画に関する国際的な取り組みに関する情報を積極的に収集し、国際規範・基準や国際合意に沿った施策を推進していく必要があります。

推進指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和 年度)	根拠資料
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	42.1 %		市民意識調査

施策の方向(1)男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進

「女子差別撤廃条約」をはじめとする男女共同参画に関連の深い各種条約や、条約を踏まえた国連委員会の勧告、国際会議等の動向やジェンダーギャップ指数など、国際社会の中の国の動向や位置づけ等について積極的に情報を収集し、市民に広く提供するとともに、学習機会の充実に努め、理解の浸透を図ります。

施策の方向(2)国際社会における取組みの成果の取り入れ

国際社会における男女共同参画の推進に関する取り組みやその成果について、情報収集や提供に努めます。

国連を中心に展開されている世界の女性の地位向上のための活動に対して、積極的な協力や貢献を図ります。